

京都大学客員教授及び客員助教授に関する規程第二条の運用に関する申合せの一部を改正する申合せ

改正する。京都大学客員教授及び客員助教授に関する規程第二条の運用に関する申合せ（平成十六年四月一日評議会決定）の一部を次のように  
第二項中「国の機関、他の国立大学法人、特定独立行政法人等の職員」を「国の機関の職員又は他の国立大学法人若しくは特定独立行政法人等の役員若しくは職員」に改める。